

青森県報

第三千八百五十四号

平成二十六年
六月十一日
(水曜日)

目 次

告 示

| | |
|---|----------------|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… | (健康福祉課) …… 一 |
| 生活保護法による医療機関の指定…………… | (同) …… 一 |
| 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出…………… | (同) …… 一 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… | (同) …… 二 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出…………… | (同) …… 二 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出…………… | (同) …… 二 |
| 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… | (障害福祉課) …… 三 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定…………… | (同) …… 三 |
| 身体障害者福祉法による医師の指定…………… | (同) …… 三 |
| 道路の区域の変更…………… | (道路課) …… 四 |
| 出先機関…………… | (同) …… 四 |
| 土地改良区の実務規程の認可…………… | (土地改良区) …… 四 |
| 選挙管理委員会…………… | (選挙管理委員会) …… 四 |
| 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正…………… | (事務局) …… 五 |

告 示

青森県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
|---------------------------------|---------------|-----------|
| サカ工業局西北 つがる西北五広域連合 西北中央病院 | 五所川原市字布屋町四一の六 | 平成二六・三・二七 |
| 小野胃腸科内科医院 | むつ市新町一〇の一五 | 二六・三・二九 |
| 平川市国民健康保険平 川診療所 | 平川市柏木町藤山四七の一 | 二六・三・三三 |
| つがる調剤薬局 | 五所川原市字布屋町九の六 | " |

青森県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
|--------|---------|-------|
| | | |

| | | |
|------------------------------|---------------------------------|---------|
| サカ工薬局新西北 クローバー調剤薬局尾 上店 | 五所川原市字川端町一の八 平川市尾上栄松二〇五 | 平成六・四・一 |
| ふれあい薬局平川店 スマイル薬局 野辺地 店 | 平川市柏木町藤山二四の八 上北郡野辺地町字野辺地六八の一 | " |
| つがる西北五広域連合 つがる総合病院 | 五所川原市字岩木町一二の三 | " |
| くどう整形外科クリニ ック | 八戸市売市四丁目七の二四 | " |
| 平川市国民健康保険平 川診療所 | 平川市柏木町藤山二三の二 | " |
| アイセイ薬局五所川原 店 | 五所川原市字川端町一の一三 | " |
| つがる調剤薬局 | 五所川原市字柳町一の四 | " |

青森県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----|-----------|---------------------|---------|
| 区分 | 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 変更年月日 |
| 変更前 | ピアノ薬局 | 八戸市大字白銀町字堀ノ外 九の三 | 平成六・四・一 |
| 変更後 | アイセイ薬局白銀店 | | |

青森県告示第四百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
| サカ工薬局西北 つがる西北五広域連合 西北中央病院 | 五所川原市字布屋町四一の六 五所川原市字布屋町四一 | 平成六・三・七 二六・三・三 |
| 小野胃腸科内科医院 | むつ市新町一〇の一五 | 二六・三・元 |
| つがる調剤薬局 | 五所川原市字布屋町九の六 | 二六・三・三 |

青森県告示第四百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--|---|-------------------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
| サカ工薬局新西北 ふれあい薬局平川店 スマイル薬局 野辺地 店 | 五所川原市字川端町一の八 平川市柏木町藤山二四の八 上北郡野辺地町字野辺地六八の一 | 平成六・四・一 " " |

| | | |
|-----------------------|----------------|---|
| つがる西北五広域連合 つがる総合病院 | 五所川原市字岩木町一―の二三 | " |
| つぐどう整形外科クリニ ック | 八戸市売市四丁目七の二四 | " |
| アイセイ薬局五所川原 店 | 五所川原市字川端町一―の二三 | " |
| つがる調剤薬局 | 五所川原市字柳町一―の四 | " |

青森県告示第四百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----|-----------|---------------------|----------|
| 区分 | 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 変更年月日 |
| 変更前 | ピアノ薬局 | 八戸市大字白銀町字堀ノ外 九の三 | 平成二六・四・一 |
| 変更後 | アイセイ薬局白銀店 | | |

青森県告示第四百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定障害福祉サービス 事業 | 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 障害福祉 サービスの 種類 | 名称 | 所在地 | 障害福祉サービス事業を 行う事業所 | 廃止 年月日 |
|------------------|-------------------|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------------|----------------------|---------------|
| | | | | | | | |
| | 八戸市大字市川 一丁目二二五 | 八戸市中居林雷 三の一八 | 居宅介護 | パーソナル アシストオ ル | 三沢市鹿中四丁 目一四五の六八 | | 平成 二六・四・三〇 |
| | | | 居宅介護 | ヘルパ ードリ ン | 八戸市新井田西 三丁目一七の 六の〇二 | | " |
| | | | 重度訪問 介護 | ヘルパ ードリ ン | 八戸市新井田西 三丁目一七の 六の〇二 | | " |

青森県告示第四百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定一般相談支援 事業 | 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 地域相談 の種類 | 名称 | 所在地 | 一般相談支援事業を行う 事業所 | 指定 年月日 |
|----------------|-------------|----------------|-------------|--------------|-------------|--------------------|--------------|
| | | | | | | | |
| | 八戸市大字 一三 | 八戸市大字 一三 | 地域移行 支援 | ひかり相 談事業所 | 八戸市大字 一三 | | 平成 二六・六・一 |
| | 八戸市大字 一三 | 八戸市大字 一三 | 地域定着 支援 | ひかり相 談事業所 | 八戸市大字 一三 | | " |

青森県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|-------------|---|
| 氏 名 | 白戸 研一 |
| | 一般財団法人 医療と育成の ための研究所 清明会弘前中 央病院 |
| 勤務する 病院等 | 弘前市大字吉野 町三の一 |
| | 腎臓内科（じん臓機 能障害） |
| 診療科目 | 平成 二六・六一 |
| 所在地 | 年月日定 |

| | | | | |
|-------|-----------------|---------------|---------------------|---|
| 木村 由佳 | 弘前大学医学 部附属病院 | 弘前市大字本町 五三 | 整形外科（肢体不 自 由） | 〃 |
|-------|-----------------|---------------|---------------------|---|

青森県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月十日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面 番号 | 道路 種類 | 路線名 | 変 更 の 区 間 | | | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|----------|----------|--------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|------------|-------|----|
| | | | 前 | 後 | 変更後 | | | |
| 1 | 県道 | 米山菅蒲川線 | 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二六五の三から 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二八七の一まで | 前 三・五〇メートルから 三・五〇メートルまで | 後 二・四〇メートルから 二・四〇メートルまで | 八三二・〇〇メートル | | |
| 2 | 県道 | 三沢十和田線 | 三沢市大字二丁目三三の三九二から 三沢市大字二丁目三三の四まで | 前 一・四・九〇メートルから 一・四・九〇メートルまで | 後 一・九・二〇メートルから 一・九・二〇メートルまで | 八五・八〇メートル | | |

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、

砂土路川土地改良区の頭首工管理規程を平成二十六年五月十五日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十六年六月十一日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

樋ノ口頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月一日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十七号

平成二十五年十一月十五日青森県選挙管理委員会告示第七十三号（参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正す。

平成二十六年六月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙の候補者氏名石田昭弘の第1回分の表中

「 収 入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

幸福実現党 政治団体 7,000,000

幸福実現党青森県 政治団体 500,000

本部 0

その他の寄附 0件 0

その他の収入 0

今回計 7,500,000

前回計 0

総 計 7,500,000 円

「 収 入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円

幸福実現党 政治団体 7,000,000

幸福実現党青森県 政治団体 710,000

本部 0

その他の寄附 0件 0

その他の収入 0

今回計 7,710,000

前回計 0

総 計 7,710,000 円

回覧2回分の表中

「 収 入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円

その他の寄附 0件 0

その他の収入 0

今回計 0

前回計 7,500,000

総 計 7,500,000 円

| 「 収 入 | | |
|----------|------|-------------|
| 主たる寄附 | | |
| (氏名・団体名) | (職業) | (寄附額) |
| その他の寄附 | 0件 | 0 円 |
| その他の収入 | | 0 円 |
| 今回計 | | 0 |
| 前回計 | | 7,710,000 |
| 総 計 | | 7,710,000 円 |

(発行所・発行人)
 青森市長島二丁目一番一
 青 森 県 号

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町二丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭